

平成25年8月29日

公開見積合せ参加業者各位

下関市上下水道局
経営管理課契約管財係

公開見積合せに係る廃番物品の取扱いについて

発注予定品目表に「同等品不可」と記載されている物品が廃番となっているときに後継品での見積合せが可能な場合があります。

後継品での見積合せを希望される場合は、当該公開期間の終了日前日の午前12時までに経営管理課までお問い合わせください。

なお、期日までに問い合わせをすることができなかった場合は、見積書に後継品であることを記載し、当該物品が廃番になったことが分かる資料及び当該物品の後継品であることが分かる資料を添付のうえ、提出してください。